中富良野町障害者活躍推進計画

機関名	中富良野町
任命権者	中富良野町長
計画期間	令和７年４月１日 から 令和 12 年３月 31 日
中富良野町における障害者雇用に関する課題	中富良野町（以下「町」という。）においては、毎年、障害者任命状況通報について内容を把握し、適切に報告しているが、障害者である職員の高齢化が進んでおり、今後法定雇用率の低下が懸念される。採用においては、障害者の受験を拒むことなく、採用活動を行っているが、近年、受験者がない状況となっている。 継続して法定雇用率の達成を目指すとともに、採用した障害者である職員の活躍のために、体制整備や各種取組について継続して協議・検討していく。
目標	
①採用に関する 目標	【実雇用率】(各年６月１日時点) (各年度)当該年６月１日時点の法定雇用率以上 (参考)令和６年６月１日時点の実雇用率：2.91％
②定着に関する 目標	不本意な離職者を極力生じさせない。 (評価方法)毎年の任免状況通報に合わせ、職員の定着状況を把握・ 進捗管理する。
取組内容	
１.障害者の活躍 を推進する体 制整備	○障害者雇用推進者として、総務課長を選任する。 ○必要に応じて、組織内の人的サポート体制(障害者雇用推進者、支援担当者等)を整備するとともに、組織外の関係機関(北海道労働局、旭川公共職業安定所、その他障害者が利用している支援機関)と連携体制を構築し、役割分担及び各種相談先を整理した上、関係者間で共有する。 ○役割分担及び各種相談先については、人事異動等に変更が生じるため、定期的に更新を行う。
２.障害者の活躍 の基本となる 職務の選定・創 出	○新規雇用又は部署異動その他定期的に面談を行い、障害者と業務の適切なマッチングができているかの点検を行い、必要に応じて検討 を行う。 ○定期的な面談や臨時面談等において、障害を起因として従来の業務遂行が困難となった実態が判明した際は、負担なく遂行できる職務 の選定について検討を行う。
３.障害者の活躍 を推進するた めの環境整備・ 人事管理	○基礎的環境整備として、障害者の実情に配慮した環境となっている かを定期的に確認し、不足する場合には対応策の検討を行う。 ○対応策を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、 過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 ○職員の募集・採用にあたって以下の取扱いを行わない。 ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみ受入れを実施する。 ○時間単位の年次有給休暇や病気休暇など各種休暇の利用を促進す る。
４.その他	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活 躍の場の拡大を推進する。